

# 大阪広域水道企業団水道事業給水条例

平成29年2月22日

大阪広域水道企業団条例第2号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 給水装置工事（第10条—第17条）
- 第3章 給水（第18条—第24条）
- 第4章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料（第25条—第44条）
- 第5章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第6章 雑則（第47条—第53条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

#### （給水区域）

第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。

#### （給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 企業長が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

#### （代理人）

第5条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、企業長が必

要と認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、当該給水装置の存する市、町又は村に居住する代理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

(管理人)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を使用する者
- (3) その他企業長が必要と認める者

2 企業長は、前項の管理人（以下「管理人」という。）を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(届出の義務)

第7条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水を受けることを中止するとき。
- (2) 給水装置を廃止するとき。
- (3) 給水装置の用途を変更するとき。
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- (1) 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (3) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅、店舗、事務所その他の施設（以下「住宅等の施設」という。）に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (4) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき。

(権利義務の承継)

第8条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する一切の権利義務もともに承継したものとする。

(同居人等の行為に対する責任)

第9条 使用者又は所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

## 第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みがあった場合において、企業長が必要と認

めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が市町村域水道事業の各事業ごとに法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事<sup>しゅん</sup>竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水装置の構造及び材質)

第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第14条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

(工事費の算出方法)

第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の前納)

第16条 企業長が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(配水管の移設等に伴う工事)

第17条 企業長は、配水管の移設その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者その他の利害関係人の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第18条 企業長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しない。

2 企業長は、前項に規定する場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生じても、企業団は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 給水を受けようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、給水するときは、料金の算定の基礎となる使用水量（以下「使用水量」という。）を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により設置するメーターの位置は、企業長が定める。

(メーターの保管)

第21条 メーターは、使用者、所有者又は管理人（以下これらを「保管者」という。）に保管させる。

2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを保管しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはな

らない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いを要する。

(給水装置の管理)

第23条 保管者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理しなければならない。

- 2 保管者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。
- 3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。
- 4 企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定による請求がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。
- 5 前2項の修繕その他必要な処置に要する費用は、保管者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。
- 6 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、保管者の責任とする。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について保管者から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

#### 第4章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料

(料金)

第25条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。
- 3 別表第1に掲げる用途の適用基準については、企業長が別に定める。
- 4 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(使用料)

第26条 千早赤阪水道事業において、メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、1月につき、別表第2に掲げる額とし、使用者から料

金と同時に徴収する。

(定例日)

第27条 企業長は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第28条 企業長は、2月ごとの定例日に使用水量を計量し、当該計量をした日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日を使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。

4 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

(使用水量の認定)

第29条 メーターに異状があったときその他使用水量が不明のときは、企業長が使用水量を認定する。

(四條畷水道事業における料金の算定の特例)

第30条 四條畷水道事業において、第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間(以下「計量期間」という。)の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 使用日数が15日以内のもの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 四條畷水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。

3 四條畷水道事業において、1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

- 4 四條堰水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(太子水道事業における料金の算定の特例)

第31条 太子水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあつては、基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあつては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 太子水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があつたときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 太子水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

4 太子水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

5 太子水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

6 太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(千早赤阪水道事業における料金等の算定の特例)

第32条 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のもの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 前項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」に、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

4 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の口径による。

5 千早赤阪水道事業において、1戸又は1箇所には2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

6 千早赤阪水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

7 千早赤阪水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

(料金の徴収)

第33条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時にこれを徴収することができる。

2 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、料金を徴収する。

3 メーターが使用水量を示さない場合でも、給水の中止又は給水装置の廃止の届出がないときは、料金を徴収する。

(一時使用の場合等の概算料金の前納)

第34条 期間を限って給水を受けようとする者その他企業長が必要と認める者については、企業長の定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、給水を受けることをやめたときに精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(料金の追徴又は還付)

第35条 企業長は、料金の納付後において、料金を更正する必要があるときは、当該更正に基づきその差額を追徴し、又は還付する。ただし、当該差額は、次回に徴収する料金で精算することができる。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者から、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加入金として徴収する。

2 前項の加入金（以下「加入金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

(四條畷水道事業における加入金の算定の特例等)

第37条 前条の規定にかかわらず、四條畷水道事業において、次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合の加入金は、各戸又は各箇所給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(2) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(3) 前2号の規定により難しい場合の加入金は、前2号の例に準じて企業長が定める額

2 四條畷水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置に係る加入金については、徴収しない。

(太子水道事業における加入金の算定の特例等)

第38条 第36条の規定にかかわらず、太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額に100分の

108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 太子水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

（千早赤阪水道事業における加入金の算定の特例等）

第39条 第36条の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を精算納付しなければならない。

（負担金）

第40条 企業長は、四條畷水道事業において、次に掲げる工事を施行するときは、当該工事の申込者に工事負担金を負担させることができる。

- (1) 新たな給水又は増径の申込みに伴う水道施設の新設又は改良の工事

- (2) 既設の水道施設が支障となることによる移設又は布設替工事

- 2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 工事費
- (2) 用地費
- (3) 施工経費
- (4) 事務費

- 3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 4 前2項の規定による工事負担金は、概算額を前納するものとし、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 5 工事負担金の額の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第41条 四條畷水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げるものとする。

- 2 前項のメーター負担金（以下「メーター負担金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付

することができる。

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、メーターの口径に応じ、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第43条 手数料は、別表第5に掲げる額とし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

(料金等の減免)

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料、加入金、負担金(工事負担金、メーター負担金及び第42条の給水材料負担金(以下「給水材料負担金」という。))をいう。以下同じ。)、手数料その他この条例に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

## 第5章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第45条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第6章 雑則

(給水装置の検査等)

第47条 企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、保管者に対し、必要な措置を指示することができる。

2 保管者が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれを行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、保管者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第48条 企業長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第12条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込

みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が、企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第12条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第49条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金、使用料、加入金、負担金、手数料その他この条例に規定する費用を納期限までに納付しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第28条の規定による計量又は第47条第1項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (4) 30日以上給水装置を使用していないと認められるとき。

(給水装置の切離し)

第50条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が30日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

(過料)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第20条の規定によるメーターの設置、第28条の規定による計量、第47条第1項の規定による検査又は第49条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 詐欺その他不正の行為により、料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)

以下の過料に処する。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年四條畷市条例第33号）第9条第3号の規定による廃止前の四條畷市水道事業給水条例（平成9年四條畷市条例第17号）、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成28年太子町条例第25号）附則第2項の規定による廃止前の太子町上水道事業給水条例（昭和37年太子町条例第114号）及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成28年千早赤阪村条例第8号）第3号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業給水条例（平成9年千早赤阪村条例第10号）（以下これらを「廃止前の市町村の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町村の条例の例による。

別表第1（第25条関係）

1 四條畷水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	5立方メートルまで 732円	—
	10立方メートルまで 1,028円	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分 148円
		15立方メートルを超え25立方メートルまでの分 178円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 238円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 296円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 336円

		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 366円
		1,000立方メートルを超える分 386円
公衆浴場用	300立方メートルまで 25,200円	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 108円
		1,000立方メートルを超える分 118円
臨時用	5立方メートルまで 3,500円	5立方メートルを超える分 600円

## 2 太子水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	0立方メートル 380円	1立方メートル以上10立方メートル以下 114円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 138円
		21立方メートル以上30立方メートル以下 171円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 195円
		41立方メートル以上50立方メートル以下 228円
		51立方メートル以上100立方メートル以下 261円
		101立方メートル以上150立方メートル以下 300円
		151立方メートル以上 338円
湯屋用	50立方メートルまで 3,619円	51立方メートル以上 95円
仮設用	0立方メートル 3,714円	1立方メートル以上 619円

## 3 千早赤阪水道事業

用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートル以下 120円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 140円

		21立方メートル以上30立方メートル以下 170円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 190円
		41立方メートル以上 210円
業務用	3,700円	220円
臨時用	3,700円	620円

別表第2（第26条関係）

メーターの口径	使用料（1個につき）
13ミリメートル	円 100
20ミリメートル	200
25ミリメートル	400
30ミリメートル	600
40ミリメートル	800
50ミリメートル	3,000
75ミリメートル以上	5,000

別表第3（第36条関係）

1 四條畷水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 180,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	360,000	
30ミリメートル	560,000	
40ミリメートル	1,070,000	
50ミリメートル	1,860,000	
75ミリメートル	4,840,000	
100ミリメートル	9,600,000	
150ミリメートル	24,700,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 太子水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記

20ミリメートル	200,000	の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	600,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	2,000,000	
75ミリメートル	4,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

### 3 千早赤阪水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	1,000,000	
40ミリメートル	2,000,000	
50ミリメートル	4,000,000	
75ミリメートル以上	企業長が定める額	

### 別表第4（第42条関係）

メーターの口径	給水材料負担金
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

### 別表第5（第43条関係）

#### 1 四條畷水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2) 設計手数料		
ア 外部工事（配水管から止水栓まで）		
新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	3,000円
新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	5,000円
増設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1件	3,000円
増設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1件	5,000円
イ 内部工事（止水栓以降の給水装置）		

新設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件	2,000円
新設	給水管の最大口径	25ミリメートル以上	1件	3,000円
増設			1件	1,500円
(3)	設計審査手数料			
新設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件	1,000円
新設	給水管の最大口径	25ミリメートル以上	1件	2,000円
増設			1件	500円
(4)	工事検査手数料			
一般用			1件	1,500円
臨時用			1件	500円
私設共有管	共有管の最大口径	50ミリメートル以下	1件	3,000円
私設共有管	共有管の最大口径	75ミリメートル以下	1件	5,000円
	補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。			
(5)	占用及び掘削申請手数料			
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの		1件	7,000円
	市道及びこれに準ずるもの		1件	3,000円
(6)	メーター検査手数料		1件	300円
(7)	証明手数料		1件	300円

## 2 太子水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料		1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料		1件	2,000円
(3)	設計審査手数料		1件	3,000円
(4)	工事検査手数料		1件	3,000円
(5)	占用及び掘削申請手数料			
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの		1件	5,000円
	町道及びこれに準ずるもの		1件	4,000円
(6)	証明手数料		1件	300円

## 3 千早赤阪水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料		1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料		1件	2,000円
(3)	設計審査手数料		1件	500円
(4)	工事検査手数料		1件	500円
(5)	掘削事務手数料			
	府道		1件	5,000円
	村道		1件	4,000円

- |     |                    |    |        |
|-----|--------------------|----|--------|
| (6) | 申込手数料              | 1件 | 500円   |
| (7) | 給水再開始・中止、給水装置廃止手数料 | 1件 | 2,000円 |
| (8) | 証明手数料              | 1件 | 200円   |